

広報

久保パトロール

発行
久保交番

☎53-0110

自転車安全利用五則を守りましょう！

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメットはあなたの命を守ります！



興味本位で 薬物に近づかない

薬物は持っているだけで「犯罪」です。
SNS などを通じて薬物の情報が気軽に入手できるとしても、罪まで軽いわけではありません。

「アイス」や「チョコ」などの隠語に油断したり、ウソの情報をうのみにして、一度でも手を出せば、健康を害し、法的・社会的制裁を加えられ、人生を狂わせます。

◆誰かが誘ってきても…

断る！→友人や先輩に誘われても勇気を持って断る

離れる！→断りにくい場合は話をそらし、その場から離れる

相談する！→薬物の使用を勧められたら身近な人や
#9110へ相談する

※#9110 (警察総合相談窓口)



いかにのおすし で連れ去り防止

子どもの連れ去り事件などが後を絶ちません。
犯罪者がねらうのは子どもが「一人にいるとき」です。
そのため、保護者の保護や監視が欠かせません。
しかし、「一人にさせない」とはいつでも、限界があります。
やむを得ず子どもが一人になるときに備え、子ども自身に
防犯能力を身につけさせる必要があります。

子どもの連れ去り防止対策

・「子どもが一人になる場面」をできるかぎりなくしましょう。
・一緒に出かけているときも、「子どもが一人」になってしまわないようにしましょう。

子どもを守るためには「地域の力」も必要です
愛情を持って見守りましょう

子どもの防犯訓練

・不審者に狙われやすくて危険な場所を教えましょう。
・いざというとき逃げ込める場所を確認し、実際の場面を想定した訓練をさせましょう。
・不意に襲われないために、日頃から、人と一定の距離をとる習慣をつけさせましょう。

防犯標語

「いかにのおすし」を活用！

- ・知らない人について行かない
- ・知らない人の車に乗らない
- ・「助けて！」と大きな声を出す
- ・大人のいる方へすぐ逃げる
- ・どんな人が何をしたのかを大人に知らせる

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

3月は国民健康保険税 第10期の納期月です。

納税は早めに済ませましょう！

納期限：3月31日(金)

○ 納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

納期限にお届けの預貯金口座から自動的に振替納税されますので、納付忘れもなく大変便利です。預貯金通帳と口座届出印をご持参のうえ、金融機関の窓口または市役所収納課、各地域振興局税務担当窓口で手続きをお願いします。(口座振替開始まで40日程度必要になります。お早めに手続きをお願いします。)

○ 3月の日曜納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道料金等の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

- ・日 時 3月26日(日) 午前8時30分 ~ 午後5時15分
 - ・場 所 松阪市役所 収納課
- ※上記日時は本庁のみの開設となります。

松阪市役所 収納課 TEL 53-4021

※裏面もご覧ください

市税・国民健康保険税は納付書を利用して現金以外の様々な方法で納付ができます！

1. インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法

納付方法

パソコンやスマートフォンからF-REGI 公金支払い「松阪市 納付サイト」にアクセスをし、納付書の「納付番号」「確認番号」と「クレジットカード情報」を入力し納付を行います。ご利用方法の詳細はサイト内、「ご利用ガイド」をご確認ください。



https://koukin.f-regi.com/fc/matsusaka_city/



ご利用ガイド



<https://www.f-regi.com/koukin/service/guide/index.html>

システム利用料

納付金額	システム利用料（税込）
1円～10,000円	55円
10,001円～20,000円	165円
20,001円～30,000円	275円
30,001円～40,000円	385円
以降、納付金額10,000円ごとに110円（税込）が加算されます。	

2. スマホアプリを利用して納付する方法

納付方法

スマホアプリをダウンロードして、納付書のバーコードを読み取り納付を行います。ご利用方法の詳細は、それぞれのサイトでご確認ください。



<https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/>



<http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>



<https://payb.jp>

決済手数料

手数料は無料です。

注意事項

- 期別（納付書1枚）ごとに納付手続きが必要です。口座振替のように継続的に手続きされるものではありません。
- 領収証書は発行されません。また、納税証明書について、クレジットカードによる納付は約1か月後、スマホアプリによる納付は2営業日後でなければ発行できません。お急ぎの場合は松阪市の機関、松阪市指定の金融機関、コンビニエンスストア等で現金納付してください。
- 松阪市の機関、金融機関の窓口、コンビニエンスストアではクレジットカードやスマホアプリで納付することはできません。
- 次の納付書は利用することができません。
 - ✓ 納付期限を過ぎた納付書
 - ✓ 納付金額が訂正された納付書
 - ✓ クレジットカード納付の場合：納付番号と確認番号が記載されていない納付書
 - ✓ スマホアプリ納付の場合：バーコードが印字されていない納付書、破損や汚損で読み取れない納付書